

第十二回国会 水産委員会議録 第十七号

昭和二十六年十一月二十二日(水曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 富永格五郎君

理事二階堂 進君 理事田中織之進君

理事林 好次君 理事田中織之進君

小高 薫郎君 川端 佳夫君

川村善八郎君 田口長治郎君

小淵 光一君 福田 喜東君

小松 勇次君 水野彦治郎君

前田榮之助君

出席政府委員

農林事務官(水産行政次長) 山本 豊君

委員外の出席者

大蔵事務官(銀行局保険課長) 長崎 正造君

農林事務官(水産行政次長) 松任谷健太郎君

参考人(損害保険料率算定会海上及び運送保険部積荷運送課長) 櫻井和男君

参考人(貨物研究委員会主査) 横尾登米雄君

専門員 杉浦 保吉君

専門員 徳久 三種君

十一月二十一日

白糠漁港修築工事施行の請願(伊藤郷一君紹介)(第一五〇〇号)

大船渡漁港修築費国庫補助の請願(鈴木善幸君紹介)(第一五〇一号)

鮎立漁港修築工事施行の請願(角田幸吉君紹介)(第一五九九号)

小泊漁港修築拡張工事施行の請願(山崎有男君紹介)(第一六二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

漁港法の一部を改正する法律案(富永格五郎君外十九名提出、衆法第五号)漁船損害補償制度に関する件

○富永委員長 これより水産委員会を開きます。

まず漁港法の一部を改正する法律案を議題として、審査を進めます。

この際お諮りいたします。本案は討論に付する段階と相なつておるのでありますから、別に討論の御要求もありませんから、討論を省略して、ただちに採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富永委員長 御異議なしと認め、ただちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○富永委員長 起立議員。よつて本案は満場一致をもつて原案通り可決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書作成につきましても、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとはからいます。

この際小松委員より発言を求められておりますので、これを許します。小松委員。

○小松委員 ただいま可決されました漁港法の一部改正法案の運用に際して、この際要認したいと存ずるのであります。

この法案改正の要点の一つとして、漁港管理会の委員について、漁業者から互選するところの委員七名の互選方法を今回は改めまして、当該所在地の市町村長が関係水産業協同組合の意見を徴して推薦した者から漁港管理者が指名することに相なつておるのであります。この改正は、一見して非民主的であつたかも知れませんが、後退いたしておるような感があるのではありませんけれども、現行の規定による互選方法では、互選の手続等に多くの経費を要する実情でありまして、かかる経費を節約しつつ現行の互選方法と同様な民主的性格を失わないことを期しておるのでありますから、本法の運用にあたりましては、行政官庁はその運用を誤らず、関係水産業協同組合の推薦方法が努めて民主的に行われるよう指導せられますことを、この際特に御留意あらんことをお願いするのであります。

なおまた本法によりましますと、漁港の修築に對しては、北海道と北海道以外の地域における漁港施設に對する補助率が異なつておられます。この点は社会政策的均等化の面より不合理の感を深くいたすのであります。今日、北海道の未開発資源の開発を促進するためにかような意が用いられたことと思つては、漁港の修築のごときにつきましても、漁港の修築のごとき基本的施設であり、長期にわたる莫大な投資であり、かつ利用と国民の福祉に對する活用の見地よりいたしまして、公平に行はるべきものであると考へておるのであります。ゆえにやがてかような特恵的な取扱いは改むべき含みを持つて本案を提出したものであるということをお断り承知したのであります。

○富永委員長 法案提出者の小松委員の意見を承つておきます。

○富永委員長 この際お諮りいたしました。昨日参考人として御鑑定を願ひました損害保険料率算定会理事海上部長八十島滿晴君は、本日都合により出席不可能となりましたので、この際あらためて同損害保険料率算定会海上及び海上運送保険部積荷運送課長櫻井和男君及び貨物研究委員会主査横尾登米雄君を参考人に選定したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富永委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。

それではこれより漁船補償制度に関する件を議題として調査を進めます。まず参考人櫻井和男君より御意見を聴取したいと思ひます。櫻井和男君。

○櫻井和男君 私櫻井であります。最初に機帆船の今の料率のごく概要を御説明いたします。

今の機帆船の料率は、保険会社の立場から見まして、全国の地域を割合に危険程度の少ないもの、多いものという

見地から五つの区域にわけまして、それに対してある程度差別をつけた料率を適用いたすことになつております。北海道の方は、津軽海峡一帯の区域とそれ以外の区域によつてある程度の料率の差別をしております。津軽海峡とその他との差別は、津軽海峡の方の料率を基準にすれば三割程度の差別がついておると思ひます。その他の地域の方が高目にとつてあるわけでありまして、これが大体基本料率の面における差別でありまして、あと季節割増しとか特殊な割増しがございますが、その他の地域によつて差別している面は、さしあたり季節割増しがございます。季節割増しというのは多々どのように海が荒れる季節に對して課せる割増しでありまして、北海道の方面を申し上げますと、津軽海峡方面の区域は多し、私どもの多々というのは十一月一日から三月の末日までに貨物を積んで元地を出帆する船を言つておまして、その冬季割増しとして津軽海峡方面は二割、それ以外の北海道の各地は五割を加算しております。

それから北海道関係の受けその他を今度ある程度改訂いたしました。どういふ理由に基いてやつたかというのを御説明いたしますと、機帆船的な貨物全般の成績をまず第一に申し上げますと、私の方で調査いたしました最近の数字として、二十五年度は二十五年度と申しますと昭和二十五年四月一日から二十六年三月末日までの出帆の船に積んであるもの、この一箇年

間の成績をとつたものでありまして、それによると北海道の発着貨物の成績は、一箇年を通じて見ましても一七〇に達しております。その中で私の方の損害率を申し上げますと、吸入した保険料に対してお支払いした保険金の額の比率を見るわけでありまして、百円で百十円お支払いしております。損害率が一〇〇、要するに一〇〇以上になりますと保険会社の経営をセロと見ましても赤字になるということでありまして、一箇年を通じても二十五年の八月二十一日以後は基本率はほんのわずかしか下げていないと思ひますけれども、いろいろな貨物の割増しからある程度実際には引下げが行われております。特に一箇年のうちでも最も手近な二十五年の八月二十一日以後二十六年三月三十一日までの大体七箇月間ばかりの成績を見ますと、一箇年の一七〇のうちでは特に悪くて、一七〇にも達してはおります。これが海産物以外の全貨物の北海道発着の機帆船の成績であります。実はこれで数字が少しずれるのですが、二十五年の、同じ年度における一箇年の品物別の統計がまだ私どもの方ででき上つておりませんので、一年ずれれますが、二十四年度の貨物別の成績をもつてこれを類推したわけではあります。時間的なずれがちよつとあるのでも、これはまづいと思つては、少くとも二十四年度の成績が二十五年度に至つて急に変化しませんので、一應二十四年度の成績をもつて、二

十四年度における北海道発着の機帆船貨物の成績は、昨年のこんな悪いことではなくて、五二・四にすぎなかつた。その以後に料率の引下げが行われておりますが、北海道発着の貨物全体の成績が五二・四、このときに比べて、海産物の成績は八七・六におも達しておつたのです。ですから、全体の成績が悪いと、おそろく海産物も同様に悪くなつて来るだろうと思ひますから、この海産物の成績はおそろくもつと悪化して来るだろうと思ひます。海産物の成績自体が非常に悪い中で、特にW.A.関係の部分の損害、分損担保条件で引受けました場合の貨物の成績だけを調査しますと、同じ二十四年度をとりまして一五三にも達しておるわけではあります。こういう諸般の成績にかんがみまして、今般W.A.をやつておつた一部の貨物を分損でないものでなければお引受けしたしかならないというふうにお断わりする面ができたのです。これはなほなほ遺憾であります。保険会社の従来の経験から言ひまして、これ最大限のサービスマンではないか。この当時二十五年の成績にかんがみまして、とかく最近の半箇年では一七〇にも達しておるの、基本料率その他を全般的に北海道は上げられるべきではないかという論も相当行われたわけでは、さらにもう少し情勢を見ようという程度のこと、一應基本料率その他の改訂はやめまして、特に北海道の貨物の中でも一番悪いと認められる海産物に対しては、特殊貨物の割増しとして一割を加算する。そうして分損担保の引受けは一部のものに限定する、こういうことにしたような事情でございます。私の方から申し上げる

ことはこの程度でございます。 ○富永委員長 横尾参考人。 ○横尾参考人 今櫻井参考人から機帆船積み込みの料率の体系、それから地域差、季節差等について御説明しましたので、私は多くつけ加える必要はないのですが、北海道発着貨物の保険の成績がよくないにもかわらず、この逆選択ということがあるのであります。つまり天候の不良な時期に積み出すものについては保険をつけるが、そうでない場合にはつけないというやうな逆選択があるものと思はれるのであつて、これを料率を引上げれば、その逆選択の程度がさらに強化されるといふことが考えられる。従つて料率を引上げてみてはいたしませんかということをお聞きしたい。これを改善する効果をお聞きしたい。これはなほなほ遺憾をあげ得ないのではないかと、この中で全般的な引上げを見送つて、そのかわりに海産物について分損担保の引受けを見合せるというところで、成行きを見ようというやうな考えから今回の措置をとつたわけでありまして、それで北海道発着の貨物の全部に保険がつけられておれば、もう少し成績がいいはずではないか。つまりこの逆選択の問題が十分なる見通しを立てたいというので今回の措置をとつた一つの理由であります。

大蔵省の保険課長にお聞きしたいのであります。保険は大体社会政策の一端となつておまして、たいいての保険については、政府がそれ／＼国庫の負担をして助成しておるといふのが今日の姿であります。直接保険料を負担しておらぬでも、何らかの形において国家が助成しておるといふことは事実であります。先ほど来、横尾、櫻井君からいろいろ御説明を受けたのであります。結局保険会社が損をするから分損保険も認めない、地域差の保険も高くしなければならぬ、季節の保険も高くしなければならぬ、こういうふうなことでやはり御説明しておるやうであります。そこで私は、保険というものが社会政策の一端であるとするならば、被保険者に対しては負担を軽減してやるということ、従つて被保険者にある程度まで保護を加えてやること、分損に際しては援助しなければならぬ、分損に際しては援助しなければならぬ、かように考へておるのであります。大蔵省当局として、これは、もちろん国家の財政も考へなければならぬ、その他諸種の事情等を勘案しなければならぬので、容易ではないと思ひますけれども、ひとりこの貨物の保険のみならず、漁船の保険についても、あるいは一般に今日行われております生命保険とかその他いろいろな保険があるのであります。こうしたやうな保険、特に水産物の海上輸送の保険についてはどういふ考へであるか、この点をまずお伺ひしておきます。

○長崎顧問員 たいいて御意見のありました保険会社について、公共性のある機関であるから、何らかの形で政府が保護を加えておるといふ点でございますが、これは保険業法に基きまして損害保険会社及び生命保険会社が免許のもとに設立が許されて、そしてその後監督しておるといふ意味ではまづにその通りであります。保険会社の公共性にかんがみまして、保険契約者を保護するために免許にもかけておつた。また常時監督をいたしておるといふわけでございますが、普通の民営の保険会社につきましては、どこまでも独立採算というところで、国庫の補助はいたさない建前になつておられます。しかし、たゞいまお話がありましたやうに、どうしても民営の保険会社ではやつて行けないもの、たとえば漁船保険あるいは農業保険といったやうなものについては、御承知のように国庫が補助をしてやつておるといふわけでございます。そこでたゞいま問題になりました水産物の海上保険というやうなものでございまして、これはどちらかといひますと、海上保険の一環として商業的な保険というふうには考へられまして、保険会社において現在行つておる。従いましてこれは一般の海上保険その他の火災保険と同様に、保険会社の採算のとれるやうにすることが根本になつておられます。しかし、保険の監督行政というものは、保険契約者の保護をはかるといふのが第一の眼目でありまして、保険料率が不当に高くなつたやうな場合には、保険会社あるいはたゞいまの料率算定会というやうなものに注意を与え、また常時事業成績というものをとりまして、引下げを行はせるといふことになつておられます。今の機帆船料率でございますが、戦後非常に

判断するより方法がありません。私が考えますには、分損の損害の率が多... 先ほどの御質問の点については、津... 津軽海峡とか噴火が非常に平穩ではな... 先ほど申し上げましたように、北海... 道のその他の区域から見ますれば、北... 津軽海峡に優越しております。津軽海... 峡と噴火溝をそれではそれ以外の、た... と比較すれば、先ほど申し上げました表に... よつてもおわかりの通り、内地とか、... 瀬戸内と比べれば非常に悪いのでござ... います。

それから次に伺いたいしたいのは、全然保険のつかない水産物もある... ということを聞いております。これら... は何々であるかわかりませんが、北海... 道で相当に漁獲し、また水産物として... 輸出もされ、また国内消費も相当あり... ますところのいか製品のごとき、いわ... ゆる炭積みのごときも、保険がつか... ないというところがあります。これ... らについてもほんとうにつかないのか... どうか。また何らかの方法で今後改善... をする。それには輸送の改善もありま... しょう、あるいは積荷の場合に何トンの... 船にどのくらい積んだ場合には保険... をしないとかいつたようなこともあり... ます。いろいろありませうけれども、... ども、そうしたような改善をして、全... 部が保険の対象になることにした方が... いいのではないかと考えますが、以上... の点について伺いたします。

最初の御質問の点であります。津... 津軽海峡とか噴火が非常に平穩ではな... いかという点であります。その点は... 先ほど申し上げましたように、北海... 道のその他の区域から見ますれば、北... 津軽海峡に優越しております。津軽海... 峡と噴火溝をそれではそれ以外の、た... と比較すれば、先ほど申し上げました表に... よつてもおわかりの通り、内地とか、... 瀬戸内と比べれば非常に悪いのでござ... います。

それから次の問題であります。瀬... 戸内海の方でも、たとえばルース台風... とか、ジェーン台風とか、いろいろの... 被害があるではないかというお話でござ... います。これは保険会社の立場から申... しますと、たといルース台風とか、... ジェーン台風とかが参りましたと... しても、その損害を支払うに足りるだ... けの保険料が平常から収入しておれ... ば、大きな損害が来ても、ちつともさ... しつかえはないのでございます。瀬戸... 内方面は、機帆船全体の保険料から見... ますれば、七割以上もこの地域で占め... ておりますので、夏季に台風が一つや... 二つ来ても、平生の蓄積でその損... 害は十分償補できるのでございます。

二十五年度の保険料を見ましても、瀬... 戸内関係で四十四億七千万からの保険... 料が上つておりますから、これを全部... 台風の損害だけに充てるわけに行きま... せんが、台風で一億くらいのずれが出... ても、保険会社としての経営に少... しもさしつかえない。これに對しまし... て北海道の方の保険料は、二十五年度... で二千万円くらいしかございせんので、... ちよつと多場に海が荒れましてそ... 二、三ばい機帆船がごそつと沈めばそ

のままで。これは絶對的に台風と... か、暴風があるとかいうことでなくて、... 先刻横尾参事人から申し上げましたよ... うに、平生から保険をどの程度つけて... おるかというその程度いかんの面と、... 保険会社の立場から言つて平生どのく... らい保険料をいたたいておるかという... 面と相互関係になるのであります。絶... 對的に台風とか、何とかいう数だけで... はないのでございます。幾ら動いてお... つても、保険がついていなければ、保... 険の方では無関係なのでございます。

それから次に御増しの点が問題に... なつておつたようでございます。北の... 方の海で、津軽海峡とか、津軽海峡方... 面の二割に比較して、それ以外の北海... 道の五割は高いではないかというお話... がございましたが、今これを証明する... だけの資料を持つておりませんが、北... 海道全般としても悪うございまして、... やはり津軽海峡とか、噴火溝とか、そ... の近辺の海に比べますと、釧路方面、... 小樽方面、稚内方面の海が悪いという... のは、これは遭難の事故の統計によつ... てもすぐ立証できるようになつており... ますから、必要があればいつでもこち... らから御返事申し上げます。

それからWA禁止の問題でございま... すが、先ほど申し上げましたよう... に、海産物全般としても非常に成績が... 悪い。特に海産物の中でもWA引受け... の冬における成績が非常に悪い。これ... を利率面の引受け面だけでアジャスト... するか、お引受けできないことにする... か、非常にいろいろな考え方があるか... と思つて。たとえば利率面をあげま... して、分損担保に引受けする場合の割増... しを十割増しにするというようなこ... は、少くとも今までの保険会社の常識

では非常におかしい話でございます。... 大体現在の常識としましては、分損担... 保の割増しができる貨物で出すのは、... せい／＼五割くらいがその常識であろ... うと思つて。万一千割なんか出して... おつけになる向きがあるから出せとお... つしやられまして、私の方の従来の... 経験から申すれば、一応お出ししま... しても、一般の契約者全般から考えま... すれば、やはり分損担保の條件で保険... をつけるという利用者は非常に少くな... るだらうと思つて。また数字が二十... 四年度になります。北海道の海産物... 全般のうちで、分損担保の條件で保険... をおつけになつておるのは、私の方の... 二十四年度の統計によると、わずかに... 四％しかございせん。最近ふえたか... どうかこちらの方の予想はできかねま... すが、大体この数字を基準にして申し... 上げますと、五割増しのときにすらす... らかに實際的には四％程度のものしか... 分損担保の條件はお申込みになつてお... らなかつた。これはたとえ十割増し... とかいうようなことで一応出せば、特... 殊な意図のある方以外は御利用になら... ないのではないかと、結局... 私の方では、非常に悪い意味の道選択... に利用されるにすぎないのではないかと... と予想します。

それから最後に保険が引受けられな... い貨物があるというお話は、私の方で... はそういうことは全然ありません。た... だいま申し上げましたように、分損担... 保ができない貨物が一部ございませ... が、分損担保でなくてもつけられない... という貨物は現在全然ないはずであり... ますから、それは何かお間違ひではな... いかと思つて。

○川村委員 今櫻井君の御説明で、北... の方が保険の支払いが多くて入るもの... が不足だということでしたが、これは... そうなるかもしれせん。これはなぜ... かという、貨物輸送、すなわち鉄道... 輸送にはほとんど依存しておつて、北海... 道から直接船で来るというところは、万... やむを得ざる場合に積出しをする... る、これが大体の常識になつておりま... す。鉄道輸送は、春から夏の間、大体... 八、九月ごろまでは比較的順調に行... が、それ以後になりますと、吹雪だと... か、海ばかりでなく陸上のいろいろな... 支障のために、鉄道では十分に輸送で... きない。こういう点から、内地の方に... はどん／＼物資を送らなければならな... いというような急がれる場合に、初め... て機帆船輸送をやるんだというのが常... 識になつております。今でもその鉄道... 輸送が十分にできませんので、運輸省... と相談して、船団を組んで毎月函館、... 青森間の大体五百トンの輸送をしてお... ります。こうした場合は、国家の輸送... 機関である鉄道では十分に輸送できな... いから、まつたくその船団が国家的使... 命を帯びてやつておるのであつて、何... も好き好んでやつておるのではありま... せん。これらが損害を受けた場合にお... いても、この分損の保険もなければ、... また保険料を船団が高く払わなければ... ならないということも今問題となつ... ておるのであります。このことについ... て運輸省当局の大臣初め次官、局長、... 課長等には折衝したのであります。が、... 何らか考えようということにはなつて... いるけれども、いかにせん保険につい... ては運輸省の所管でありせんので、... あなた方に今日来ていただいて、説明... も受け、あるいはここで懇談的にお伺... いもして、その緩和もしなければな

て、大型漁船も損害を受けるような場合において、われ／＼はもつと／＼日本国の社会保障制度の安定を来すために考えておかなかつたならば、だめではないかという考え方を持つておるのであります。イギリスの例を引いても、あの通り戦勝国であるイギリスはりつばな社会保障制度の確立を見ておる。ただ役所の建前から両者を育成して行くことも非常によい、漁民大衆がそういう災害の場合に産業を失ひ路頭に迷わなければならぬといふことと、この点をよく対照して行つたならば、この場合、漁船としても大資本を擁して百五十トンなり、二百トンなり三百トンという船に對してまでもやれとは、われ／＼は要求いたしません、せめて五十トン、百トン以内の漁船であつたならば、この恩典に浴させるよう、政府の援助によつて、社会保障制度の確立をして行くことが、最も今日の日本の産業を助成する問題になるのではないかと、この考え方を持つておるのであります。そこでわれわれは百トン以内の漁船に對して、この漁船損害補償制度のわくの中に入りたいと考えておりますけれども、仄聞するところによると、大蔵省当局、しかも保険課においてもそういうような会社との關係ということも考慮されておるようにも聞かぬし、また日本の事情のしつかりわからぬGHQにおいてこれに反対の空氣があるといふことも聞かぬので、今実は躊躇しておるところであります。あなたが事務的に日本の社会的に日本の社会保障制度をどう考えて行かなければならぬかといふ御決心によつて、われ／＼が希望する、漁民が希望する百トン以内の漁船に對

してこの要綱の恩典を適用するようにでき得ることにもなるのであります。あなたはまだこの法案の要綱を読んでもおられないかもしりませんけれども、どうが要綱をひとつ御研究していただき得ることならば百トン以内の漁船にもこの法案を適用するよう、特段の御高配を願ひたいと思つておるのであります。私は今日には要綱にすぎないのであります、申し上げておきます。

〔二階堂委員長代理退席、松田委員長代理着席〕

○二階堂委員 時間もございませんで、私簡単に委員長に意見を申し上げておきます。申し上げたいことがあるのであります。申し上げるまでもなく、水産が日本経済に持つ役割はきわめて重要なものであります。特に国際経済の観点からいたしまして、外貨獲得の面から申しまして、戦前あるいは戦後におきまして非常に大きな役割を果しておることは御承知の通りであります。なおまた食糧資源確保の点から申しまして、これも水産が重要な点でもないのであります。水産がいかにわが国の経済再建の上にも重要であるかといふことは、万人これを認めるところであります。そこで私も、この重要な産業を育成強化するために、先々の国会より水産省設置の問題を取上げて、いろいろ論議いたしたものであります。第十一回国会におきましてはこれが審議未了となつたので、はなはだ遺憾に考へたのであります。しかし水産の重要性にかんがみまして、農林省の中に水産庁を設置され、また衆参両院におきましては水産委員会も設置されました。この重要な

水産に関する諸問題の解決に努力いたすことになつたのであります。私どもはこの重要な産業をバックに持つ水産省の設置を、政府に今後とも強力に要望して行きたいと思つておるのであります。現在においてははまだその段階に至つていないので、はなはだ遺憾に考へておるのであります。しかし私は、水産庁ができました。一つの独立官庁として機能を發揮しておる今日、でき得べくんば先ほどから申し上げますように、大臣をもつて予算の問題等につき、あるいはいろいろ水産に關する問題の解決等につきまして、大きな発言権を持ち、威力を持つていただきたい。かように思つておるわけでありまして、今日まだそこまで至つておりませんが、少くとも私は、先ほど申し上げましたような意味合いにおきまして、水産庁の長官が次官會議から発言をいたしていただきたい。今日地方自治庁におきまして、あるいは海上保安庁におきまして、賠償庁におきまして、それ／＼の立場から次官會議にも責任者が出席いたしました。いろいろ／＼な問題について強力なる発言をいたしておるのであります。私は地方自治庁あるいは海上保安庁、賠償庁以上に、水産庁そのものは大きな発言力を持つべき地位にあるものと強く考へるのであります。そこで今後水産庁の長官が、少くとも次官會議には列席されまして、水産の問題に對する予算獲得の面であるとか、あるいはいろいろ水産に關連しての問題の解決に強い発言をしていただくことが、大きな産業の育成強化に役立つゆえんではないか、かように考へるものであります。

す。もちろん先ほど来申し上げますごとく、水産省を設けて大臣を置き、大臣が閣議において大きな発言力を持つようになさなければならぬのであります。その第一前提として、私は少くとも水産庁長官次官會議に出席されることができるよう、委員長において早急に党の総務会あるいは農林大臣、官房長官に申入れをしていただきます。この私の要求をぜひ實現させていただくように、強くお願いを申し上げます。おそれなくこれにつきましては、各委員すべて同意見であると私は考へておりますので、早急にこの要綱を、以上申し上げました党総務会あるいは農林大臣、官房長官等に申入れをしていただきたいのであります。

○松田委員長代理 この場合各委員にお諮りいたします。ただいまの二階堂委員の御趣旨はもつともな、適切な事柄であると考えますが、皆さんの御意見はいかがでありますか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○松田委員長代理 皆さんも同意見であるがゆえに、急速に党の機関及び農林大臣、官房長官に對し、それ／＼二階堂委員の趣旨を伝達し、實現を期したいと存じます。その運動をいたします。

本日はこの程度で散會いたします。

午後零時十三分散會

〔参照〕
漁港法の一部を改正する法律案(富永格五郎君外十九名提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕